

くらしの情報誌

がしまる

2009
秋号

平成21年 No.356

発行/沖縄県文化環境部県民生活課
電話 (098) 866-2187
沖縄県県民生活センター
電話 (098) 863-9212

「多重債務・こころの健康相談」 ～無料相談会のお知らせ～

下記の日程・地域で、弁護士と司法書士による相談会を開催します。多重債務問題でお悩みの方、また家族や友人等が多重債務に陥っているという方は、この機会にぜひご相談ください。また、多重債務に関する相談の他臨床心理士や精神保健福祉士等によるこころの健康相談もあわせて受けることができます。

開催地	日時	場所
今帰仁村	平成21年11月18日(水) 14:00～18:00	今帰仁村コミュニティーセンター 1F 研修室
宜野湾市	平成21年11月30日(月) 10:00～16:00	宜野湾市中央公民館(市民会館 2F)
うるま市	平成21年12月3日(木) 10:00～16:00	うるま市健康福祉センター うるみん
糸満市	平成21年12月4日(金) 10:00～16:00	糸満市役所 3F 会議室

また、宮古及び八重山地区でも実施します(場所・日程未定)。
※相談は事前に予約された方を優先します。相談は無料です。

予約受付・お問い合わせ

☎098-863-9214 (県民生活センター)

9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)



今日の
トピック

特定商取引法及び 割賦販売法の改正法が 12月1日から施行されます！



改正のポイント

POINT1 規制の抜け穴を解消

従来、特定商取引法では、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に関する規定については、それぞれ政令で定められた指定商品・権利・役務（サービス）だけを規制対象としてきましたが、今回の改正では消費者被害を未然に防止するために原則すべての商品等が規制対象となります。その上で、クーリング・オフのルールも指定制から原則すべての商品等が対象となります。

〈※注意！ただし次のような場合は、クーリング・オフが適用されません。〉

- ① すでに他の法律によって消費者保護が規定されているもの（例：金融商品販売法に規定されている商品の販売や役務の提供等）
- ② 乗用自動車等（契約までに時間がかかることが一般的で、消費者が契約について十分に考える時間があるもの）
- ③ 葬儀等（他の法律で供給義務が課せられている場合や、すみやかに役務を提供しないと消費者に著しく不利益となるもの）
- ④ 化粧品、健康食品等の消耗品で使用又は消費してしまった場合
- ⑤ 現金取引で3,000円に満たない場合

POINT2 訪問販売規制を強化

高齢者をねらった執拗な勧誘と販売により高額な被害事例が多発したこと、「過量販売」や「次々販売」など一度に過剰な量の商品を購入する被害が増えたことから、訪問販売に対して以下の点が規制されます。

- ① 訪問販売業者は「契約しない旨の意思」を示した消費者に対して、再勧誘をすることが禁止されます。（※社会通念上、相当と考えられる期間は再勧誘をすることが出来ません。）
- ② 訪問販売で、通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入契約した場合、1年間は契約を解除することが出来ます。（ただし、消費者にその契約を結ぶ特別の理由があった場合は例外となります。）

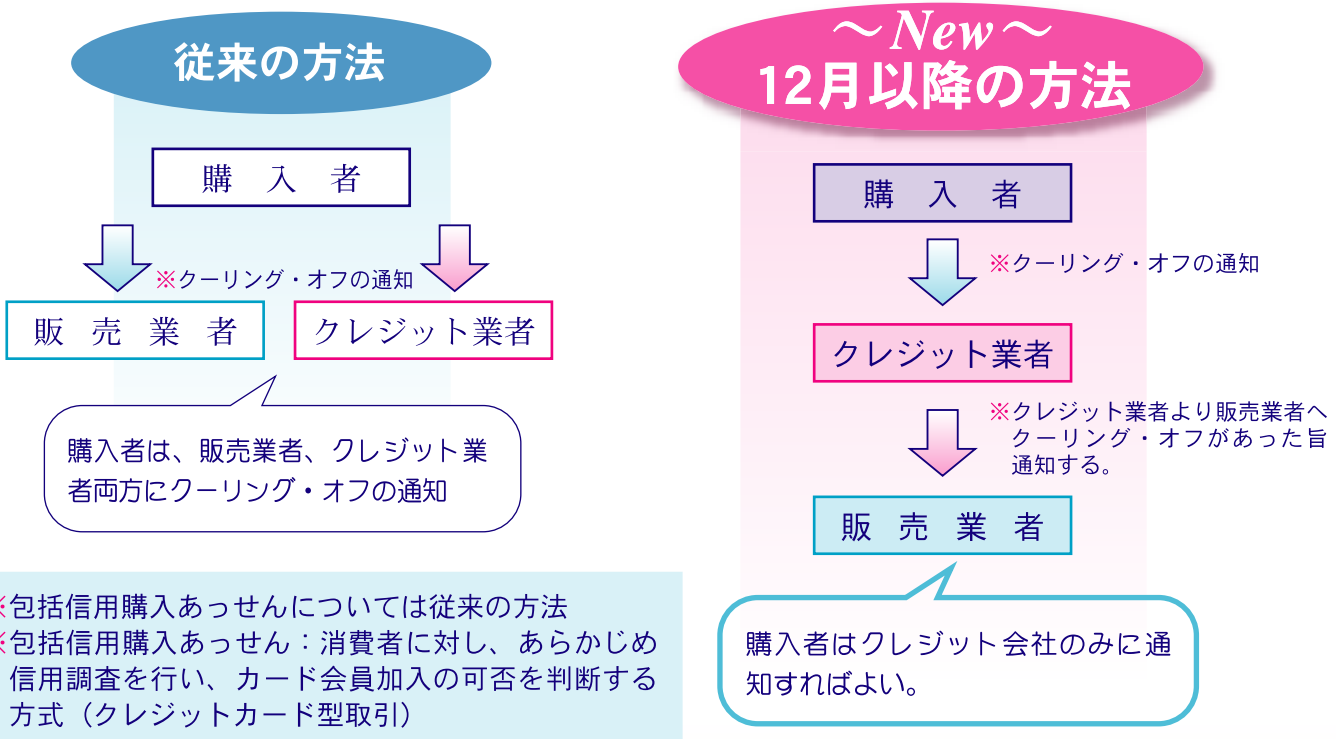
POINT3 クレジット規制の強化

個別信用購入あっせん（以下「個別クレジット」※商品等の契約ごとに信用審査を行い、立替払いの可否を判断する方式）は、クレジット取引の中でも特に苦情が多く、消費者トラブルが生じやすい取引となっています。こうした状況を踏まえ、クレジット業者に対して、以下の点が規制されます。

- ① 個別クレジット業者は、書面交付に関する義務が強化され、「通信販売」を除くすべての特定商取引において契約時と申込時に書面を交付しなければなりません。

- ② 個別クレジットにおいて、与信契約をクーリング・オフすれば、販売契約も同時にクーリング・オフされるようになります。購入者は、個別クレジット業者に対してクーリング・オフを通知します。個別クレジット業者は、販売業者にその旨を通知しなければなりません。（※図参照）

図：個別クレジットで契約した場合のクーリング・オフの手続きの流れ
 〈※注意！平成21年12月1日以降に契約した場合から適用〉



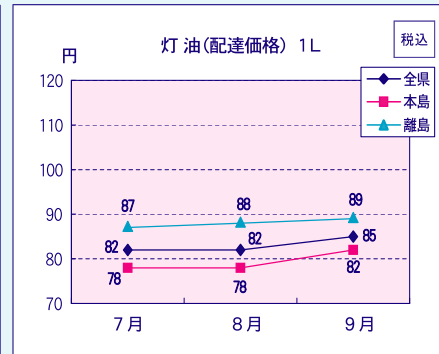
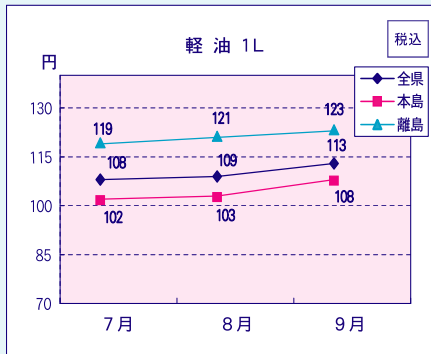
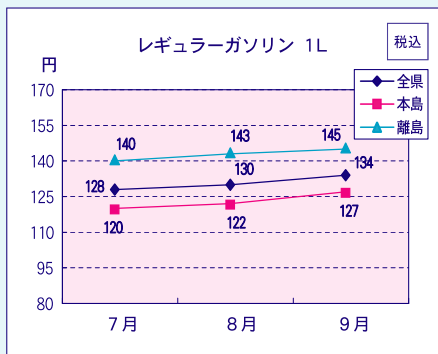
- ③ 訪問販売業者等が虚偽説明等による勧誘や過量販売を行った場合、個別クレジット契約も解約し、すでに支払ったお金の返還も可能になります。
- ④ クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけ、消費者の支払い能力を超える与信契約の締結を禁止します。

石油製品価格情報

【石油製品価格】

平成21年7月～9月

- ◎この表は、全41市町村のガソリンスタンドを対象に調査したものの一部です。
- ◎価格には消費税を含みます。
- ◎毎月、県民生活課職員が電話又はFAXによる聴き取りによる調査を行います。



平成21年9月1日「消費者庁」が発足しました!

製品事故や悪徳商法による被害、また食品の安全安心をおびやかす事件等、消費者に不安をもたらす問題が相次いでいます。こうした状況を受けて、今年9月1日、国の組織として「消費者庁」が発足しました。

●どんな組織?

これまで、消費者保護に関する法律は経済産業省、厚生労働省等いくつかの省庁で所管していました。しかし、省庁をまたがる問題が発生した場合に省庁間の情報交換が十分に行われず、たらい回しにされて対応が遅れるということがありました。また、こんにゃくゼリーをのどに詰まらせた男の子が死亡する事故等、規制法がない「すきま事案」をどこが取り扱うかといった問題もありました。消費者庁は「表示」・「取引」・「安全」・「物価・生活」の各分野の31の法令を所管し、「すきま事案」にも対応する等、消費者保護を一元的に担う組織として設置されました。

●消費者庁所管の法律に係る県の相談・問い合わせ窓口

消費者庁発足後も、県の相談窓口の変更はありません。各法律に関するご相談、お問い合わせは下記の各部署で受け付けています。

■**県民生活センター** 098-863-9214 ●商品・サービスに関する苦情相談、あっせん等

(宮古分室) 0980-72-0199

(八重山分室) 0980-82-1289

※受付時間 9:00~16:00
(12:00~13:00を除く)

■**県民生活課** 098-866-2187

●景品表示法関連 (商品・サービスの品質、価格等について消費者に誤認を与えるような表示の規制)

■**県内各保健所** ●食品衛生法関連 (食品の期限表示、食品添加物の表示等)

●健康増進法関連 (特定保健用食品、健康食品の表示、栄養成分表示等)

	—食品衛生法—	—健康増進法—
北部福祉保健所	0980-52-2636	0980-52-5219
中部福祉保健所	098-938-9787	098-938-9701
南部福祉保健所	098-889-6799	098-889-6591
中央保健所	098-836-1340	098-854-1007
宮古福祉保健所	0980-72-3501	0980-73-5074
八重山福祉保健所	0980-82-3243	0980-82-4891

■**流通政策課** 098-866-2255 ●JAS法に基づく食品表示について

(一括表示枠内の表示、原材料の原産地表示等)

■**畜産課** 098-866-2269 ●畜産物(加工食品、油脂を含む)のJAS法に基づく食品表示について

■**森林緑地課** 098-866-2295 ●林産物のJAS法に基づく表示について

■**水産課** 098-866-2300 ●水産物のJAS法に基づく食品表示について

■**建築指導課** 098-866-2763 ●宅地建物取引業法関連

(宅地建物取引業者の免許、宅地建物取引主任者資格登録等、重要事項説明)

■**観光企画課** 098-866-2413 ●旅行業法関連

(旅行業法及び旅行業代理の登録、旅行広告の表示規制等)

みんなで支えるより良い暮らし 消費生活で困った時はご相談を!

沖縄県県民生活センター

098-863-9214

宮古分室

0980-72-0199

八重山分室

0980-82-1289

【相談時間】

午前 9:00~12:00 午後 1:00~4:00

月曜日~金曜日(※土日・祝日・年末年始は休み)

